

2021年8月30日
丸紅新電力株式会社

温帯低気圧に伴う大雨により被災された地域にお住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について

(東北電力ネットワーク株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般東北電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2021年8月30日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（東北電力株式会社WEBサイト2021年8月16日プレスリリースより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村

【青森県】むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【青森県】青森市、十和田市、東津軽郡平内町、上北郡横浜町、上北郡東北町、下北郡大間町、下北郡東通村、下北郡佐井村

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1か月間延長（*1）

被災されたお客さまの2021年7月（支払期日が災害救助法適用日（*2）以降となるものに限ります。）、8月、9月および10月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

（*1）支払期日は、検針日の翌日から30日目を行います。

（*2）特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



(2) 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金(不使用料金※3)は申し受けません。

(※3) 不使用料金は、基本料金の半額。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2022年2月末日まで申し受けません。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL : 03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日 : 10:30～15:00 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル : 0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方 : 03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上